

# かんとう保全ニュース

## <TOPICS>

1. 身のまわりの災害リスクを調べる～ハザードマップの確認～
2. 災害時の被災情報の共有が重要です
3. 防災性能確保ガイドブックを公表しました
4. 適切な空気環境の確保のために～空気環境測定～

令和4年夏号  
2022年7月  
国土交通省  
関東地方整備局  
営繕部

## 1. 身のまわりの災害リスクを調べる～ハザードマップの確認～

7月から10月にかけては、日本に接近・上陸する台風が多くなり、大雨、洪水、暴風、高波、高潮などをもたらします。

また、最近では短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨が頻発し、川の急激な増水が生じたり、道路や住宅の浸水といった被害も発生しており、日頃から施設に関するリスクや防災情報を把握する必要があります。

ここでは、防災に役立つ国土交通省ホームページの「**重ねるハザードマップ～災害リスク情報などを地図に重ねて表示～**」についてご紹介します。

災害へ備えよう！  
**ハザードマップポータル**

**防災ポータル**



国土交通省ホームページでは、洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できる、「重ねるハザードマップ」を公開しています。

**ハザードマップポータル** <https://disaportal.gsi.go.jp/>

例として、国土交通省（東京都千代田区）と関東地方整備局（埼玉県さいたま市）の「重ねるハザードマップ」の結果を表示しております（右下の図を参照）。

**皆さんの勤務している建物についても、重ねるハザードマップを確認してみましょう！**

### 重ねるハザードマップ

～災害リスク情報などを地図に重ねて表示～

洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できます。

地図を見る

場所を入力

例：茨城県つくば市北郷1 / 国土地理院

表示する情報を選ぶ



洪水(想定最大規模)



土砂災害



高潮(想定最大規模)



津波(想定最大規模)



道路防災情報



地形分類



## 2. 災害時の被災情報の共有が重要です

### 1) 「官庁施設の被災情報伝達要領」とは

平成27年7月17日に開催された「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」において、**各省各庁と国土交通省官庁営繕部が連携して官庁施設の被災情報を相互に確認し共有するために「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」を定めております。**

【官庁施設の被災情報などを適切に共有することが重要】

被災情報の共有

施設管理者

官庁営繕部等

【施設管理者による災害対応】

- ・施設点検
- ・施設の機能が確保されているかの確認（施設継続使用の可否、応急措置の要否等の判断）
- ・来訪者、職員の安全の確保
- ・二次災害の防止 など

被災情報  
支援要請

情報収集  
技術支援

【官庁営繕部等の災害時の対応】

- ・施設管理者への技術支援（各施設の被災情報を踏まえ、優先度に応じて適切な技術支援を実施）

「官庁施設の被災情報伝達要領等」については、下記の国土交通省ホームページに掲載しています。  
[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000022.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html)

### 2) 被災情報伝達の概要

伝達対象施設

国家機関の建築物

対象施設

官公法第10条の施設

- ・合同庁舎
- ・一団地の官公庁施設
- ・一般庁舎
- ・在外公館
- ・公務員宿舎
- ・国交省以外の特別会計施設（労働保険官署及び職業安定所官署を除く）
- ・刑務所
- ・防衛施設 等
- ・国会関係施設
- ・特別会計施設（国交省※）
- ・裁判所
- ・会計検査院 等
- ・国会議事堂
- ・労働保険官署及び職業安定官署 等

※土木管理施設（ダム管理所等）、航空管制・保安関係施設及び航路標識関係施設等は除く。

独立行政法人施設等

被災情報伝達の様式

【報告様式】

- ・様式1→被災情報の取りまとめを行うための様式（様式2の集計欄の内容を転記）
- ・様式2→各施設の被害情報を伝達するための様式
- ・様式3→各施設の被災部位の写真を添付して伝達するための様式

伝達手段

【報告手段】

原則、パソコンからの電子メールで行う。電子メールが使用できない場合は、FAX等で行う。

どんなときに報告をしたら良いか

地震災害		その他の災害 (風水害等)
震度5強以上の地域に所在する全ての施設 ※	震度5弱以下の地域に所在する被害があった施設 ※	被害があった施設
被害の有、無及び被害状況の報告	被害状況を報告	

【報告先は予め決定】

- ・担当営繕事務所等
- ・各本省庁等

注意点

- ・震度5強以上の施設は被害がなくても報告。
- ・震度5弱以下の施設は被害があった場合のみ報告。
- ・地震以外の災害は被害があった場合のみ報告。
- ・報告は、被災後なるべく速やかに行います。

※各施設の震度情報は、気象庁HPの地震情報を基に判定します。各施設に最も近接する震度観測点の震度となります。

## ◎災害時の被災情報伝達についてのお知らせ



### ○ 国土交通省への報告

**地震、台風など災害が発生した場合**、「官庁施設の被災情報伝達要領等」に基づき、担当管轄の営繕事務所等まで**速やかに被災情報を伝達**して下さい。

### ○ 官庁施設の被災情報伝達訓練について

（令和4年度は10月中旬開催予定）

関東地方整備局営繕部では、官庁施設の被災情報伝達の枠組みについて各施設を管理する皆様にも理解を深めて頂き、**災害発生時に慌てることなく、被災情報の伝達を行うために「官庁施設の被災情報伝達訓練」**を実施しております。

## 3. 防災性能確保ガイドブックを公表しました

国土交通省では、官庁施設の防災性能に関する「災害に備えるためにすべきこと」について「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」としてHPに公表しました。

本ガイドブックでは、建物の各部位や機器が持つ防災上の役割や機能について、

- ・本来どのような状態にあるべきなのか
- ・その根拠となる法令等の規定は何か

を整理し、「災害に備えるためにすべきこと」をとりまとめています。



### 官庁施設の防災性能の低下を防ぐ！

国土交通省HP 令和4年6月22日  
報道発表資料より抜粋

#### 「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」

＊ ＊ 施設管理者が「知ってよかった！」と思わず膝を打つ事柄をまとめました ＊ ＊

#### 「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」

は、次の点に着目しています。

- ・建物の損傷、腐食その他の劣化により、防災性能が低下した状態
- ・関係法令等の改正により、防災性能が最新の基準を満たしていない状態
- ・過去の模様替えや不適切な運用などにより、意図せずに防災性能が低下した状態

例：煙の逃げ道、塞いでいませんか？

〈排煙窓が開かない状態、排煙オペレーターが見えない状態〉

膨れ上がって迫ってくる煙を、  
逃がす方法はちゃんとあるんです！  
窓を開けるボタンやスイッチを  
ポスターで隠すなんて・・・



### ○官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk3\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html)

※“発災時にすべきこと”に関する主な指針、要領等についても、上記 URL に掲載しています。

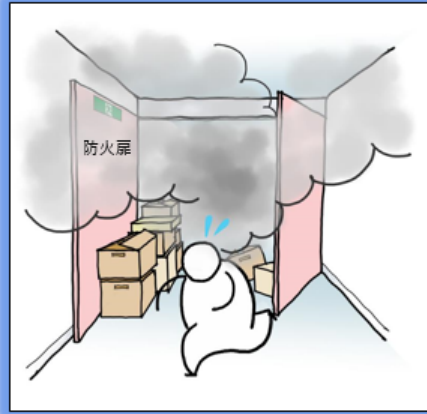


このガイドブックでは、施設管理者の皆さんに特に知っておいて欲しい、**防災性能を低下させる12の状態**について、イラストを用いて悪い例、具体的な建物の部位等を紹介しています。

02. 廊下・階段などに普段から障害物（物品等）がある状態



03. 防火扉が閉まらない状態



12. 床の耐荷重が超過している状態



## ◎官庁施設の防災性能に関する情報提供（保全実態調査の留意事項について）

毎年度、国土交通省にて実施している保全実態調査において、避難経路等における障害物の有無や、施設使用条件（床の積載荷重及び電力使用量）への適合状況について、報告が必要となっています。各施設の使用条件については、建築物等の利用に関する説明書などで確認し、条件に応じた使用を行いましょう。

# BIMMS-N

官庁施設情報管理システム

官庁建物情報管理システム（BIMMS-N）の保全実態調査入力画面

施設の維持管理状況

避難経路等における障害物の有無	<input type="radio"/> 避難経路等に障害物はなく、非常時の通行に支障がない。 <input type="radio"/> 避難経路等に障害物が多少あり、非常時の通行に一部支障がある。 <input type="radio"/> 避難経路等に障害物が多く、非常時の通行の妨げになる。	【宿舎は調査対象外項目】 避難経路等（廊下、階段、防火戸等、災害時に地上に安全に避難するための経路）を通行するに当たり、支障となる障害物の設置状況について、該当する項目を選択してください。
施設使用条件への適合状況（建築）	<input type="radio"/> 問題がないことを確認している。 <input type="radio"/> 確認はしていないが、問題ない状態である。 <input type="radio"/> 問題がある。 <input type="radio"/> わからない。	【宿舎は調査対象外項目】 各部屋に設置している物品の荷重が床の強度に対して問題ないことを確認できているかどうかについて、該当する項目を選択してください。
施設使用条件への適合状況（設備）	<input type="radio"/> 問題がないことを確認している。 <input type="radio"/> 確認はしていないが、問題ない状態である。 <input type="radio"/> 問題がある。 <input type="radio"/> わからない。	【宿舎は調査対象外項目】 頻繁に配線用遮断器が動作するなど、電気の使用量が規定以上になっている部屋があるかどうかについて、該当する項目を選択してください。

建築物は正しい使い方をしないと、思わぬ事故を招くこともあります。使用条件を、建築物等の利用に関する説明書などで確認しましょう。

【参考】保全基準実施要領（国家機関の建築物等の保全の現況 令和4年版（ページ：関-31））  
建築物等の使用の条件の遵守等

各庁各庁の長は、保全の基準第一により、建築物等の使用の条件及び方法に基づき、以下に留意して建築物の適正な保全に努めなければならない。

- ①許容積載荷重、耐震壁の位置等の構造計画に関する主要条件
- ②防火区画、防煙区画、特定室等、避難計画等の防災計画に関する主要条件
- ③非常時に確保すべき発電装置用燃料備蓄量、水量等の建築設備に関する主要条件
- ④その他必要な事項

## 4. 適切な空気環境の確保のために～空気環境測定～

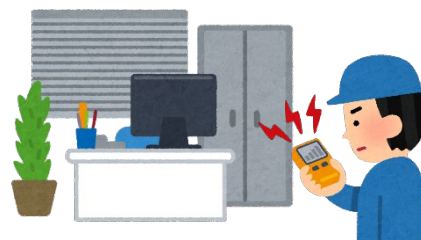
人事院規則及び建築物衛生法では、執務室内の空気環境の調整と空気環境測定が定められています。「保全実態調査」の調査項目でもある空気環境測定について、測定項目や頻度、測定基準について紹介します。

### 測定対象について

下記の表に従って、測定対象・項目・頻度を確認し、適切に測定を実施しましょう。

なお、測定記録（測定日時、測定方法、測定箇所、測定条件、測定結果等）は、3年間保存しなければならないこととされています。

また、測定対象外の施設であっても、空気調和設備及び換気設備による空気環境の調整そのものは実施する必要がありますので、ご注意ください。



### 【空気環境測定の測定対象等】

測定対象	測定項目	測定頻度	根拠法令
<u>中央管理方式の空気調和設備</u> を設けている建築物の室 ※建物規模によらず対象	・一酸化炭素の含有率 ・二酸化炭素の含有率 ・室温 ・外気温 ・相対湿度	2か月以内毎に1回	・人事院規則10-4(第15条) ・事務所衛生基準規則(第7条) ・労働安全衛生法施行令(第21条第5号)
空気調和設備又は機械換気設備を設けている特定建築物 ※ <u>延べ面積3,000㎡以上</u> の事務所等が対象	・浮遊粉じんの量 ・一酸化炭素の含有率 ・二酸化炭素の含有率 ・温度 ※ ・相対湿度※ ・気流 ※ ※機械換気設備のみの場合は対象外	2か月以内毎に1回	・建築物衛生法(第4条) ・同施行令(第2条) ・同施行規則(第3条の2)

(参考)上表の測定項目以外に、当該建築物の使用を開始した時点から直近の6/1～9/30の間に1回ホルムアルデヒドの検査を行います。

(温度が上昇すると、建材からホルムアルデヒドの放散量が増えるため夏場を実施)

## ◎一酸化炭素の含有率の基準値及び温度の低温側の基準値の見直しについて

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の改正（令和4年4月1日施行）について、一酸化炭素の含有率及び温度の低温側の基準値の見直しが行われています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000866659.pdf>

### 改正案

- 現在の10ppmから**6ppmに改正**する。
- 現在の大气中の一酸化炭素濃度の値は、昭和40年代と比較し大幅に改善していること等から、厚生労働省令で定める「特別の事情がある建築物」に関する規定を廃止する。

### 改正案

- 温度の低温側の基準について、現在の17度から**18度に改正**する。



## 測定基準値について

事務所衛生基準規則に定められている空気環境の基準は下記表の通りです。

省エネルギーのために冷暖房温度を控えめに設定されている施設もあるかと思いますが、基準の範囲内となるように設定値の調整をお願いします。

### 【空気環境基準値】

測定項目	基準値（赤字：令和4年4月1日改正点）
浮遊粉じんの量	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下
一酸化炭素の含有率	0.0006%以下（=6ppm以下） ※R4.4.1より10ppm以下から6ppm以下に改正
二酸化炭素の含有率	0.1%以下（=1000ppm以下）
温度	18℃以上28℃以下 ※R4.4.1より17℃以上から18℃以上に改正
相対湿度	40%以上70%以下
気流	0.5m/s以下
ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m <sup>3</sup> 以下



職員の健康保持のため、適切な測定の実施をお願いします。



編集事務局  
国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当  
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357

関東地方整備局HP  
保全業務に関するサイト



ご要望等がありましたら、担当する営繕部保全指導・監督室又は営繕事務所に、お尋ねください。

関東地方整備局

営繕部保全指導・監督室	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/">https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/</a>	(電話) 048-600-1357	(Fax) 048-600-1397
東京第一営繕事務所	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/">https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/</a>	(電話) 03-3363-2694	(Fax) 03-3367-8796
東京第二営繕事務所	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/">https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/</a>	(電話) 03-3531-6550	(Fax) 03-3531-6695
甲武営繕事務所	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/koubueez/">https://www.ktr.mlit.go.jp/koubueez/</a>	(電話) 042-529-0011	(Fax) 042-529-0014
宇都宮営繕事務所	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaeez/">https://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaeez/</a>	(電話) 028-634-4271	(Fax) 028-632-6229
横浜営繕事務所	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaeez/">https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaeez/</a>	(電話) 045-681-8104	(Fax) 045-224-8974
長野営繕事務所	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/naganoeez/">https://www.ktr.mlit.go.jp/naganoeez/</a>	(電話) 026-235-3481	(Fax) 026-235-8713

国家機関の建築物等で保全に関する発生した重大な事故・故障がありましたら下記までご報告願います。  
営繕部調整課 (電話) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせ下さい。